

IFRS Viewpoint

継続企業の前提が適切でない場合の財務諸表の作成

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、企業が財務諸表を継続企業の前提により作成することが適切でないと判断した場合に生じる論点に関するガイダンスを示しています。

論点となるのは何か?

IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第10号「後発事象」では、特定の状況が存在する場合、継続企業の前提からの離脱を要求することを提言しています。しかし、いずれの基準でも、代替的な作成の基礎及びそうした基礎が継続企業の前提とどのように異なるのかについての

詳細は示されていません。したがって、企業は、適切な作成の基礎を策定することが必要となります。本IFRS Viewpointでは、企業が作成の基礎を策定する際に直面するであろう論点のいくつかを取り上げています。

関連するIFRS

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」
IAS第1号「財務諸表の表示」
IAS第10号「後発事象」
IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」



背景

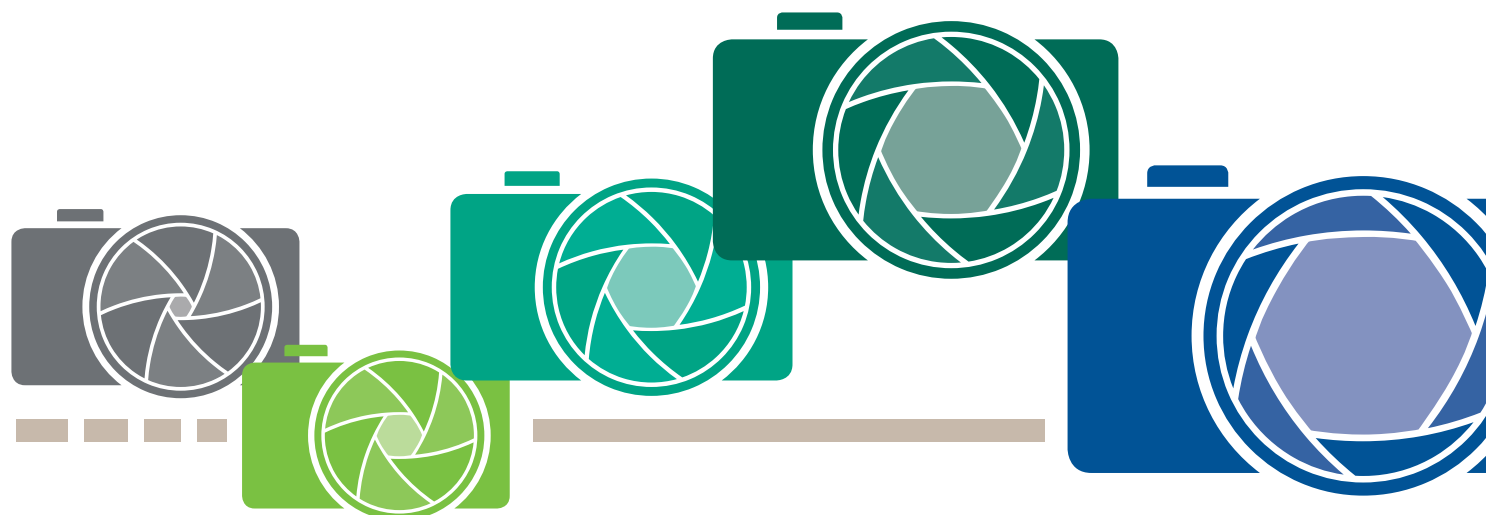
IAS第1号では、「財務諸表の作成に際して、経営者は、企業が継続企業として存続する能力があるのかどうかを検討しなければならない。経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、企業は財務諸表を継続企業の前提により作成しなければならない。企業が財務諸表を継続企業の前提で作成していない場合には、企業はその事実を財務諸表作成の基礎及び当該企業が継続企業とは認められない理由とともに開示しなければならない」(IAS第1号第25項)と述べています。

また、IAS第1号では、特定の状況が存在する場合、継続企業の前提からの離脱を要求することも提言しているようです。

「ある企業の経営者が、報告期間後において、当該企業の清算若しくは営業の停止をする方針を決定するか、又はそうする以外に現実的に代替案がないと判断した場合には、当該企業は、継続企業ベースで財務諸表を作成してはならない」(IAS第10号第14項)としているIAS第10号によって、このことは確認されています。

しかし、IAS第1号にもIAS第10号にも、代替的な基礎及びそうした基礎が継続企業の前提とどのように異なるのかについての詳細は示されていません。そのため、経営者は、最も目的適合性があり信頼性のある財務情報をもたらすような会計方針を選択しなければなりません。

したがって、企業は、その企業特有の状況を念頭に置いて、適切な作成の基礎について慎重に検討することが必要となります。本IFRS Viewpointの目的は、企業が継続企業であるかどうかの判断に関するガイダンスを示すことではなく、継続企業の前提が適切でない場合に検討すべき事項についての理解を企業に深めてもらうことにあります。



分析

継続企業の前提により 作成されていない場合の 財務諸表の目的

いくつかの点が、継続企業の前提により作成されていない財務諸表の目的に当てはまります。

最初に、企業が継続企業として存続することが見込まれない場合に、IFRSの測定、認識及び開示の要求事項の一般的な免除が設けられていないという点です。そのため、会計処理の出発点としてIFRSの「通常の」認識及び測定の要求事項を適用し、十分な正当性が存在する(例えば、後発事象を原因とするなど)場合にのみこれらから離脱することが望ましいと私どもは考えています。

2つ目は、継続企業の前提が成立していない状況にある企業の中には、他の企業よりも、清算又は営業停止に近づいている企業もあるため、それぞれの状況をその事実と状況について評価する必要があるという点です。会計処理では、通常、これを反映させます。例えば、企業が清算手続中である又は清算が差し迫っている場合、財務諸表は「解散価値ベース又は清算価値ベース」と呼ばれるような状況に基づき作成される場合があります。

用語

「解散価値ベース」及び「清算価値ベース」という用語は、IFRSで用いられるよう定義された用語ではなく、非公式に使用されるものです。国によっては、企業を清算する過程の一部として、企業が資産を換金している又は換金しようとしている段階にあることを表すために、「解散価値ベース」を使用している場合もあります。また、「清算価値ベース」又は「通常換金価値ベース」という用語を使用している国もありますが、これらは本質的に同じものです。多くの場合に、採用される作成の基礎についての詳細な記述はその呼び方よりも重要です。

また、IAS第1号第25項及びIAS第10号第14項の両方において、「営業の停止」という文言が使用されていることは特筆に値します。こうした文言は、企業が財及びサービスの売買活動にはや関与していないという意味で使用されています。これを、証券取引所に上場している企業がその株式の取引を一時停止している状況と混同すべきではありません。

そうした「解散価値ベース」では、財務諸表の目的が、財務業績の報告から例えば以下のような事項の検討へと変化すると主張する人もいます:

- 資産が企業に対する債権者を満足させるのに十分なものかどうか
- 株主への分配に利用可能な剰余金の額の算定(すなわち、企業が清算時に別々の部分に「解体」される場合、当該企業の価値はどのようなものか)

これが重要である理由は、当該「解散価値ベース」では、事業を終了するという取消不能の決定が報告期間末に行われたかどうかを問わず、報告期間後の損失及び企業の清算コストについて引当金を計上するからです。また、報告期間末の公正価値と異なっている場合でも、実際の又は見積った売却収入へ、資産の修正再表示を行うこととなります。

私どもの見解

継続企業の前提が不適切であるという事実は、「解散価値ベース」(3ページの「用語」をご覧ください)が適切であることを自動的に意味するわけではありません。私どもの見解では、こうしたベースによる財務諸表の作成は、非常に稀な状況で作成される場合を除いて適切ではありません。これは、財務諸表は報告期間の末日現在で存在している状況を反映するものでなければなりません。例えば、問題となる企業が、相場価格のある証券を含む資産を有している場合、たとえ当該資産が報告期間後により低い金額で売却されるとしても、なぜこれらを公正価値を下回る金額で記録すべきなのかを理解することは困難です。その後の期間における処分による損失は、報告期間末に当該資産を売却するのではなく、それらを保有するという決定を反映します。同様の理由により、報告期間末にコミットメントがなかった場合の将来の損失又は負債について引当金を計上することは適切ではありません。

こうした状況では、たとえ企業が営業停止を決定したとしても、一般的には、「解散価値ベース」ではなく、IFRSに整合的であるが、「継続企業」の前提が適切でないという事実を反映するために修正された基礎で財務諸表を作成すべきであるというのが私どもの見解です。これには、一般的に、報告期間の末日現在で存在している状況に基づいて資産をその回収可能価額¹へ評価減したり、企業の清算若しくは営業停止をするという決定の結果として、不利となる場合のある契約上のコミットメントについて引当金を計上することが含まれます。これらの領域については、以下の関連する見出しにおいて詳細に検討しています。

¹ IAS第36号「資産の減損」では、回収可能価額を「処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額」と定義しています。「使用価値」を「資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値」と定義しています。

**資産の測定
資産の評価減**

企業に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、資産の価値の低下に対して評価減の必要性を検討することは常に適切であると思われます。例えば、財務諸表が継続企業の前提により作成されている場合には、回収可能価額以下であることを条件に、正味実現可能価額よりも大きい金額で非金融資産を表示できます。

私どもの見解

近い将来に営業停止をするという決定が行われた場合、資産の使用による重要なキャッシュ・フローが生じる可能性は低いです(資産の処分によるキャッシュ・フローを除きます)。したがって、多くの場合には、継続企業の前提が成立していない状況において、処分コスト控除後の公正価値まで資産を評価減することが必要であるというのが私どもの見解です。



資産の評価増

関連する疑問は、資産の公正価値がその帳簿価額よりも大きい場合、資産の評価増をすることが認められるかどうかということです。多数のIFRSの基準では、こうした評価増は認められていません。というのは、それらのIFRSの基準の要求事項では、資産について認識される金額を、原価又は償却後原価と正味実現可能価額又は売却コスト控除後の公正価値とのどちらか小さい方の金額に限っているからです。これらには、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第16号「有形固定資産」における原価モデル及びIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」が含まれます。

私どもの見解

企業が継続企業として存続することが見込まれない場合でも、IFRSの測定、認識及び開示の要求事項の一般的な免除は設けられていないため、そうした資産の評価増を行うことは一般的に不適切であるというのが私どもの見解です。

しかし、IAS第1号及びIAS第10号では、継続企業の前提により作成されていない財務諸表に関する明瞭性が欠如していることを考慮すると、「解散価値ベース」(上記をご覧下さい)での財務諸表の作成が適切であると企業がみなす状況において、そうした評価増を断定的に認めないということは困難です。ただし、そうしたアプローチを採用する場合には、明確な開示を行うことが重要となります(個別のセクションをご覧下さい)。

負債

契約上のコミットメントは、営業の停止又は企業の清算をするという決定により、不利となる場合があります。

私どもの見解

IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における不利な契約に関するガイダンスを類推適用して、当該コストを発生させることは認められるというのが私どもの見解です。上記のとおり、企業が継続企業として存続することが見込まれない場合に、IFRSの測定、認識及び開示の要求事項の一般的な免除は設けられていません。したがって、コミットメントが報告期間の末日現在で存在していなかった場合の将来の損失又は負債について引当金を計上することは、一般的には適切でないと私どもは考えています。こうした私どもの見解は、将来の営業損失に対しては引当金を認識しないというIAS第37号のガイダンス(IAS第37号第63項)と整合していると考えています。

その他の複雑な論点が生じる場合があります。例えば、法的には要求払いであるが、利用可能な資源の不足により全額は支払われない金融負債を例にとります。IFRS第13号「公正価値測定」では、要求払の特徴を有する金融負債の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないことを要求しています。疑問は、企業が継続企業以外の基礎により財務諸表を作成している場合には負債の全額が支払われないという事実を考慮して、当該負債に対し修正を行うことができるかどうかということです。

私どもの見解

当該修正を行うことは、一般的には適切でないというのが私どもの見解です。しかし、資産の評価増に関する論点と同様、IAS第1号及びIAS第10号では明瞭性が欠如していることを考慮すると、企業が「解散価値ベース」で財務諸表を作成している場合に、これらの修正を断定的に認めないということは困難です。

表示及び開示

企業が継続企業の前提により財務諸表を作成していない場合に、IFRSにおいてガイダンスが示されていないことを考慮すると、採用する会計処理の明確な表示及び開示が重要となります。以下の見出しにおいて生じる主要な論点のいくつかについて検討します：

- 非流動から流動への資産及び負債の分類変更
- 非継続事業の表示
- IFRSへの準拠
- 開示

非流動から流動への資産及び負債の分類変更

継続企業の前提が適切でない場合に検討される論点は、非流動資産を流動資産として再分類し、非流動負債を流動負債として再分類すべきかどうかということです。

私どもの見解

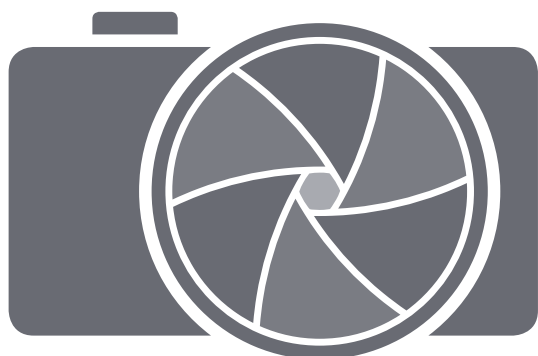
IAS第1号に従って非流動に分類された資産は、IFRS第5号における「売却目的保有」の要件を満たさない限り、流動資産として再分類すべきではないというのが私どもの見解です。しかし、報告期間の末日現在で存在していた借入制限条項の違反や同様の要因により、非流動負債を流動負債として再分類しなければならないことがあります。また、企業の清算の場合に、当該義務を現金又はその他の金融資産で決済することを要求する条件(IAS第32号第25(b)項では当該条件について触れていません)が当該企業が発行した金融商品に含まれている場合、企業は当該金融商品の資本から負債への分類変更を検討することが必要になる場合もあります。

非継続事業の表示

その他の論点は、継続企業の前提が、例えば、営業の停止をするという意図などにより適用できない場合、企業は非継続事業をIFRS第5号に従って表示する必要があるかどうかということです。

私どもの見解

本論点に関してはさまざまな見解が存在する可能性があります。こうした状況において非継続事業の表示を要求しないことが好ましいと私どもは考えています。非継続事業を損益の独立した項目として表示する目的は、事業を中止した結果を継続事業の結果と区分することにあるというのが私どもの見解です。企業が営業停止を決定し、したがってその事業のすべてが中止される状況において、当該表示は意味のある情報をもたらさないであろうと私どもは考えています。



IFRSへの準拠

財務諸表が継続企業の前提により作成されていない場合、企業はIFRSへの準拠を主張できるかどうかについてはさまざまな見解が存在します。コメント提出者の中には、財務諸表がIFRSの通常の測定の要求事項から離脱している場合、当該財務諸表がIFRSに準拠しているとみなすことは難しいと考える人もいます。例えば、継続企業の前提でない代替的な会計方針（例えば、清算価値）を使用している場合、企業はIFRSのフレームワークを適用しているとみなすことができるでしょうか？同様に、継続企業の前提が作成の基礎としての適切な仮定でない場合、適切な基礎とはどのようなものでしょうか（IFRSに準拠した後、個別項目に基づいて修正されるべきものですか、又はすべてのIFRSに優先させるべきものですか）？

私どもの見解

IFRSにおいてガイダンスが示されていないことによって、企業が裏付け可能な基礎を採用し、適切な開示を行っている場合でも許容されるか否かを断言することが困難になるというのが私どもの見解です。また、前述したとおり、IFRSの「通常の」認識及び測定の要求事項を会計処理の出発点として使用し、十分な正当性が存在する場合にはこれらから離脱することも認められると私どもは考えています。このようなアプローチが取られるのであれば、財務諸表においてIFRSに準拠しているという明示的かつ無限定の記述を行うことができると考えています。

開示

最後に、IAS第1号では、企業の会計方針を適用する際に行った判断のうち、財務諸表に計上されている金額に最も重要な影響を与えているものについての開示を要求していることに留意してください。もちろん、その場合、企業が財務諸表を継続企業の前提以外の基礎により作成している状況において、作成の基礎及びその影響を適切に開示することが非常に重要となります。そうした開示では以下の事項が取り上げられる可能性があります：

- IFRSの「通常の」認識及び測定の要求事項からの離脱の内容
- 非流動から流動への資産又は負債の分類変更の内容
- 資産の評価増又は評価減に関する定性的及び／又は定量的情報
- 経営者が行った主要な仮定及び判断
- 比較情報に対する影響

法定財務諸表が要求されるかどうかは、関係する法域の法律上及び規則上の要求に依存します。





www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“Grant Thornton”は、保証、税務及びアドバイザリーサービスをクライアントに提供するGrant Thorntonのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。Grant Thornton・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。